全Ｌ協保安・業務Ｇ６第１９７号

令和６年１２月１０日

正 会 員　各位

（一社）全国ＬＰガス協会

ガス機器等の点検等を装った訪問者に対する注意喚起について(お願い)

標記につきまして、経済産業省より別紙のとおり依頼がありました。

本件は、近年ガス機器の点検を装った不審な訪問によるトラブルが多発していることから、一般消費者の安全確保と円滑なガス点検業務の実施のため、その対応を要請されたものです。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては営業所等に対し、別添の内容を踏まえた対応をご周知いただきますようお願いいたします。

【概要】

（一般消費者への訪問に際しての取組）

・ ガス機器等の点検等に当たって、訪問者は社名等が入った制服等を着用する。また、身分証等を携帯し、一般消費者の要請に応じ提示する。

・ 定期保安点検は、事前にチラシ等にて訪問予定をお知らせする。

（一般消費者へ周知）

・ 事前に予定されていない訪問等、不審に感じる点がある場合は、制服の社名等

を確認するとともに身分証等の提示を求める。

・ ガス機器等の点検等の訪問目的を確認し、はっきりとした答えがない場合や不

安な場合には契約しているＬＰガス販売事業者に問い合わせる。

・ 公的機関に似た名称を名乗る業者もいるため、知らない社名等には注意する。



警視庁ＨＰ：「事業者等を装った訪問者に注意」

<https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/higai/akisu/visitor_theft.html>

以 上

発信手段：Ｅメール

担当：保安・業務グループ 瀬谷、國坂